

## 平成31年3月定例教育委員会議事録

開催日時 平成31年3月15日（金）  
午前9時～午後0時30分

### 1 開会

山本教育長

それでは、皆様ご起立ください。ただいまから平成31年3月定例教育委員会を開会します。よろしくお願いいたします。それでは最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

### 2 日程説明

○片山教育総務課長

本日は、議案が17件、報告事項が33件、合計50件です。審議をお願いします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは一般報告をさせていただきます。3月に入りまして、卒業式のシーズンを迎えておりますが、教育委員の皆様方にも県立学校の卒業式にご出席いただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

前回の教育委員会以降、2月の定例県議会等や様々な行事に参加しておりますが、この度の議会の関係で申し上げますと、知事・議員の皆様におかれては任期中最後の議会ということで、総まとめ的な質問等が多かったわけですが、一番力が入っていたのは、野田市の虐待の関係を今後の教訓としてどう活かしていくか、本県は大丈夫なのかといった視点でのご質問と、それから本年末以来、法律改正等議論がありました外国籍、外国人の労働者がこれから増えていくということに関しての外国籍児童生徒への対応を今後どうしていくのかといったこと、あるいは学力向上、高校の更なる魅力化・特色化、不登校、引きこもり対策、ふるさと教育等々全般に渡りご質問をいただいたところです。これから選挙を終えて6月には肉付けの予算ということになると思いますが、そうした重要主要課題に対しては、教育委員会も積極的に予算を要求していくということで臨みたいと思っております。

3月6、7日には、高校の入学者選抜試験を行ったところです。また、3月12日には、本年度から初めて行うことになりました追試験を実施いたしまして、今年は4人の受験者があったということです。結果は本日の正午発表予定となっております。これは、本試験と追試験と受けた両方合わせたところで一発で発表というかたちにさせていただいております。なお、本試験の理科の問題の一部に不備がございまして、受験者全員を正解とする措置を取ったところです。受験者をはじめ関係の皆様方には大変なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、チェック方法の更なる工夫、なかなか今回については

分かりづらかった部分もあるのですが、再発防止に努めたいと考えているところです。私からは以上です。

#### 4 議事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、佐伯委員と佐藤委員にお願いいたします。まず、森田次長から議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

議案は全部で17件ですが、まず議案第1号から第4号に関しては、年度末の人事異動に関してお諮りするものです。議案第5号については、公立学校の教職員の懲戒処分についてお諮りするものです。議案6、7号については、附属機関の委員の任命についてお諮りするものです。議案8号から11号に関しては、新年度に向けて組織改正があり、文化財保護行政が知事部局に移管等されますので、それに伴った規則改正、それから新年度に県立学校にコミュニティ・スクールを導入しますので、それに伴って所要の規則改正するものです。議案12、13号に関しては、12号が教育振興基本計画の30年度の点検評価、13号については、新年度からの計画を策定するものです。議案14号に関しては、これまで教職員の資質向上に関する指標を設けてきましたが、この度、養護教諭と栄養教諭に関して定めようとするものです。議案第15号に関しては、各種学校の設置認可についてお諮りするものです。議案第16号については、「鳥取県子ども読書活動推進ビジョン第4次計画」に関して策定するものです。最後に議案第17号に関しては、鳥取県文化財保護審議会へ諮問するものです。

##### (1) 議案

○山本教育長

それでは、本日の議案及び報告事項のうち、議案第1号から第7号、報告事項アからウまでは人事に関する案件です。非公開で行うこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。(同意の声) それでは、そのように取扱うことについて決定いたします。

【議案第1号】教育委員会事務局人事(課長級以上)について(非公開)

【議案第2号】市町村(学校組合)立学校長人事について(非公開)

【議案第3号】県立学校長人事について(非公開)

【議案第4号】県立学校事務長(課長相当職)人事について(非公開)

【議案第5号】公立学校教職員の懲戒処分について(非公開)

【議案第6号】鳥取県教育審議会(夜間中学等調査研究部会)の専門委員の任命について(非公開)

【議案第7号】平成31年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について(非公開)

【報告事項ア】教育委員会事務局人事について（非公開）

【報告事項イ】市町村（学校組合）立学校教職員人事について（非公開）

【報告事項ウ】県立学校教職員人事について（非公開）

【議案第8号】平成31年4月1日の教育委員会規則の整備等に関する規則について

○片山教育総務課長

改正内容を書いておりますが、この度は文化財保護行政の移管に伴うことと、学力向上等に関する事務を改めて整備したことです。

内容については、1ページの教育総務課の事務のところ「ユネスコ活動に関すること」を新たに定めております。文化財課が持っていたんですけども、これについては教育委員会が行う事務ということで位置づけられていますので、教育総務課のほうにということ。それから下のほうに、小中学校課に「児童及び生徒の学力向上に関すること」というのは、この度の組織改正で学力向上担当というのが位置付けられたものです。

2ページ、高等学校課に「児童及び生徒の英語教育に関すること」、これは英語室を高等学校課に置いて小中学校を含めて指導することをきちっと表明したものです。右側にあります文化財関係が削除されました。中ほどの博物館のところ、「博物館の登録等に関する事務」とございますが、これは博物館法の事務が文化財課にありましたので、これを教育委員会の博物館のほうでやってもらうということ。す。

右側の表について、これも文化財関係のものを削除していくものと、下のほうにあります別表第2、附属機関の担当する課・所属について、教育センターが鳥取県教職員育成協議会というのを所管することにしておりましたが、これを教育人材開発課のほうに。それから、県民カレッジ運営委員会については、附属機関からは落とすということに。それから文化財関係は落とすということ。す。

それから4ページですが、いずれも文化財関係の削除です。それから下のほうにあります第5条の文化財保護条例、それから埋蔵文化財センターの管理運営規則、むき晩田史跡の運営管理規則の廃止です。いずれも4月1日からの施行ということ。す。

○山本教育長

それでは、委員方からお願いします。

○中島委員

小中学校課の中に、学力向上に関する担当者が置かれるということですか。それは何という名前になるのですか。

○片山教育総務課長

学力向上担当です。厳密に言えば、これまで教育センターにそういった担当があったんですけども、本庁に集約するというので改めてきちんと記載されたということ。す。

○若原委員

高等学校課には、学力向上に関することというのは引き続きあるわけですね。今までは、高等学校課が小中学校も担当していたのですかね。

○片山教育総務課長

過去には、そういう位置付けで、事務分掌をしていたことがあったのですが、その後、学力向上担当というものを教育センターにそのまま置いていたといういきさつもありまして、この度、小中学校課にきちっと位置付けられたということで、規定もきれいに見直したということです。

○中島委員

文化財は、地域振興部に入るんですか。

○山本教育長

そうです。地域振興部が文化、スポーツ、文化財もということですね。

よろしいでしょうか。それでは議案の第8号は、原案のとおり決定することといたします。それでは、議案の第9号について説明をお願いいたします。

【議案第9号】鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

○徳田高等学校課長

学校運営協議会については、法律改正によりまして、学校ごとに学校運営協議会を置くことが、教育委員会の努力義務となりました。今年度、各学校と協議を行いまして、来年度については県立高校では米子高校、県立特別支援学校では白兔養護、琴の浦高等特別支援学校、米子養護学校の計4校の県立学校で導入することとしておりまして、その状況については先月2月の委員協議会でお話させていただきました。本日は来年度の設置に向けて、法律に基づき、学校運営協議会の設置等に関して、教育委員会規則の制定について議決いただきたいと考えております。

また今後についてですが、未設置の県立高校におきましても、学校において研修等を行って順次導入を進めてまいりたいと考えております。審議をよろしく申し上げます。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

○中島委員

学校運営協議会をつくるときには、これに則りなさいということなのですか。

○徳田高等学校課長

そうです。

○中島委員

第3条で、「県立学校に協議会を置くものとする」というのは、県教委が学校運営協議会に対して、どういう権限を持つということになるのですか。

○國岡教育人材開発課長

校長から委員名はいただきますが、任命するのは教育委員会です。

○足羽教育次長

学校独自が勝手につくるのではなく、つくる場合には協議会、それは教育委員会がこの規則に基づいてきちっと設置をする。だから、その委員も教育委員会が責任を持って任命するという位置付けです。

○國岡教育人材開発課長

教育委員会の中の一組織という位置付けです。

○小林参事監兼教育センター長

学校運営協議会は、設置者の権限です。学校の権限ではない。

○中島委員

学校主体の印象があったけど違うんですね。小学校とか中学校の学校運営協議会というのはこういうものなのですか。

○音田小中学校課長

市町村教育委員会が規則等に定めて置くということで。

○中島委員

結構細かく決まっているのですね。堅苦しい気もするけれど、こんなものですか。

○佐伯委員

平成31年度にこの4校が取り組まれたら、設置してみた途中のことについて、設置校の校長先生等にお話を聞くというようなことができますか。

○徳田高等学校課長

はい、可能です。

○中島委員

教育委員会の中の一組織として、学校運営協議会が置かれる。

○山本教育長

はい。

○足羽教育次長

小中学校が今、推進して広げていきつつありますが、まだ設置がない学校の印象は、設置すると「また、忙しくなるな」という捉えが非常に多いようですが、もう既に設置されたところは、確かに設置して最初に「会を開きますよ」という最初のところは、そういう段取りはあってもその後のほうが、その地域を巻き込んだ、そして意見交換がしっかりできて、しっかり学校運営の推進力になって、動き出してしまうと非常に教員が楽になる。地域に任せるところは任せるといような、そういう声もしっかりいただいていますので、それらをもって今、小中学校課は、まだ設置していないところに出かけて「こうです」という具体を示して今月末にもう一度、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置検討委員会を開きますが、推進に向けてそうした動きを更にしっかりつくろうと思っております。高校等の県立はまだスタートしておりませんので、そういった小中のいい例もしっかり伝えながら着手していきたいと思っております。

○若原委員

学校運営協議会というのは、審議決定機関ですか。諮問機関ではなくて。どういう権限があるのですか。

○徳田高等学校課長

校長が策定する基本方針的なものをそれを承認するとか、学校運営について意見を述べるができる。それから、教職員の任用に関して意見を述べるができるというようなことがございます。

○若原委員

承認ということは、やっぱり決定権があるということですか。

○徳田高等学校課長

学校運営について、ある程度責任を持つということもあります。

○足羽教育次長

規則の第5条、6条に、主な責務が掲げてありますが、一頃スタートした頃に誤解があったのは、人事権を持つというような誤解があって、それはあくまでも県教育委員会が市町村と連携しながら行うわけで、どこかの市町村に教員を固めて出さないとか困り込みになるというようなことはない。協議会ができて、この先生はこうだ。あの先生はこう

だ」というようなところまでは及ばない。あくまでも学校運営に関しての意見・提言、もちろんそれを最終的に決めるのは校長。その校長の決定にはその委員の皆様も責任をしっかりと持ちってもらうという位置付けになります。

○音田小中学校課長

市町村教育委員会を回っているところに、色々な誤解があったり、市町村の多くは学校評価委員会であるとか、評議委員会であるとか、色々な会があるのですが、運営協議会を設置したところは、他は整理してしまって、運営協議会の中で評価もしていただいたり、意見もいただいたりというようなことができるようになっています。

国は、地域に開かれた教育課程ということで、社会に開かれたということをやっている中で、この運営協議会は、単に評価の意見をもらうとか、単に外部からの意見をもらうという、今まではどちらかという一方通行だったものを、当事者意識を持って参加してもらうことによって、いかに地域と密着するかということで運営協議という名前になっていますので、その辺りも意味合いが今までの既存の委員会とは違うということで説明させていただいています。

○若原委員

設置者が運営協議会を設けた。そうすると、運営協議会の会長とか議長というのは誰になるのですか。

○足羽教育次長

委員の中から互選です。こちらから誰かが行ってということではなくて。

○若原委員

協議会の中には、教育委員会も入っているのですか。

○事務局

入りません。

○小林参事監兼教育センター長

学校運営協議会は、イメージからいうと、先ほどの高校の魅力化・特色化の話につながる部分もありまして、学校を核として地域をつくり直すというそのシステムを入れるための制度なので、だから学校がというよりも、地域の未来をどうするかというところから、運営協議会という学校の外のこういった会を作って、学校を核として地域をつくり直すというコンセプトがベースにはあります。

○中島委員

それで、気になるというか興味があるのは、一つはいわゆるPTAとの役割分担というか、その辺がどうなるのかということと、もう一つは今おっしゃったように開かれた学校

にするということと、しかし学校運営は校長を中心にしてやるのだというところのバランスが実質的に取れるのかということ、これを少し運用によって揉まれなければ仕方がないという話なのかなとも思うのですが、実質そのところで、要は校長の言うことにイエス・承認を与えるだけの機関になるのではないかと。でも一方で、地域があんまりあれこれ言い過ぎて、訳が分からないというようになっても困るだろうしというところの両立ができるのだろうかというところが、一番気になるところなのですが、現状はどうなのでしょう。

○音田小中学校課長

まさに中島委員のおっしゃるとおりでして、小中学校では既に導入をしているところもあったり、今、全国で推進に向けたフォーラムとかに参加してみますと、既存のものを少し拡大解釈して運営協議会にしたものは、何ら変らないという意識のまま、何のために運営協議会をしているのかと言っておられるところもあります。

これまで既存を大事にするがゆえに、新しい風が吹いていないという課題を言われるところ、それから今度は逆に地域の重鎮等をその運営協議会に入れてしまうと、もうその方の意見だけで止まってしまうようなことも起こるので、やはり委員の選任と、地域のコーディネーターを入れないといけないので、地域のコーディネーターがいかに地域とつながるかということが核になるところで、具体的にはどういう委員を選任するかについて、一校ごとにその重要性を説明しながら、一緒に考えましょうということを行っています。

特に県立学校は、地域の捉え方、つながり方が非常に重要になってくるので、その辺りを今、県としては準備しながら各学校にも当たっていくというフォローをしています。

それからPTAについては、必ず保護者代表を入れることになっていますので、PTAの中で課題となっていることや、PTAの組織をどういうふうにするという逆にPTAの活性化についても地域の理解を求めたり、運営協議会で話をすることによってPTAにもプラスになるような意見交換ができるような、そういった方向性を持って当面、協議をしていると、ただとすることが重要なのかなと思っています。

○中島委員

途中経過を色々教えていただいて、私達はやはり魅力化・特色化に関して、県立学校においては、学校運営協議会がどう関わり得るのかというのが、一番面白いところですよ。

○佐伯委員

先ほど言われた6条の1の中の「教職員の採用その他の任用に関する者を除く」と明記してあるのは、これは鳥取県が明記しているのですか。他の県にも書いてあるのですか。

○徳田高等学校課長

はい、書いてあります。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。

○若原委員

イメージがもう一つ掴めません。

○中島委員

誰にも分かってないんじゃないですか。

○若原委員

私立学校の場合、学校法人があつて、学校法人が学校を経営する。学校法人には理事会があり、あるいは公立の大学の場合は公立大学法人があつて、そしてその法人は経営審議会を必ず置かないといけない。経営審議会は外部の委員も入って、それから内部の理事も入って運営されます。経営審議会に当たるようなイメージも少し聞いていてあるのですが、ただ決定権がどこまであるのかがよく分かりません。それから、公立大学法人の場合の経営審議会は、やはり理事長がトップで、その理事長に当たるのが運営協議会では誰なのか、もう一つよく分からない。教育長なのか、校長なのか。

○足羽教育次長

当事務局でも、まず「小中学校での推進に向けて」を作つて、教育長の挨拶から始まって出していますけど、また、一回ご覧になつたと思うのですが、これ少しまた後でお配りして位置付け等を見ていただき、担当はどうなのかとか、どういうふうに学校と地域が連携するのか、そこにPTAがどう関係しているのかということが中に書いてありますので、また後ほどお配りさせていただきたいと思います。

○中島委員

ただ、若原委員がおっしゃっているのは要するに、決定・議決をどうするのかとか、そういうことが入っていないんじゃないかということですよ。

○若原委員

書いてあるのかもしれないけれど。

○中島委員

いや、書いていないのですよ。おそらく、わざと書いていないのかなという気もするんですけど。

○佐伯委員

やはり、この協議会の委員さんの人選と、それから協議会入ってくださった方が「学校運営協議会がどういうものなのか」ということをしっかり理解して意見を言っていないと機能しないのかなと。

○中島委員

でも、これは国の雛形なんですよね。

○徳田高等学校課長

「地方教育行政の組織及び学校運営に関する法律」に位置付けられていまして、その中で、先ほど申しました、学校の基本方針を承認しなければならないということが、法律の中に書いてありまして、あとは、人事等に意見を述べることができるというかたちになっており、その規則ということになります。

○中島委員

その決め方も書いていないのですよね。

○事務局

第11条にあります。

○中島委員

ああ、そうなんです。あとは、この決定がどう位置づけられるということはどこに書いてあるんですか。承認することができるということについて。

○山本教育長

ここで決めたことが、何でも実現するかということなんですけども。

○中島委員

学校運営の基本方針というのは、おそらく年に一回何かそういう会議があって、「いいです」という話をするんです。後の意見を述べることができるというのは、意見を述べたことは校長はそれに対して、どういう義務を負うかみたいなことは書いてあるんですかね。

○徳田高等学校課長

義務まではないのですが、意見を伺いながら、学校を運営していくということです。

○中島委員

それは別に規則には書いていないですけども、ということですか。

○山本教育長

そうです。あくまでも協議会なので、色々な意見等を。

○若原委員

私はやはり学校の特色化ということに、運営協議会が主導権を持って。

○事務局

委員が当事者となるということは、意見を言ったからには、あるいはその運営方針を認めたからには、委員自身も色々な人を巻き込んで、学校運営をどう支援していくかとか、一緒になってやっていってもらおうということが当事者ということなのだろうと思います。

学校法人の場合には評議委員とかいうのは、基本的には意見を言って、あとは理事長なり学校長が責任を持って運営するということですが、そこにプレイヤーとして関わっていってもらおうというところが一つの責任を持ってもらうとか、当事者になってもらうことだと思しますので、言ったからには責任を果たしなさいよという部分もあるのではないのでしょうか。

○若原委員

言いつばなしではいけないということですね。

○足羽教育次長

今言っていたことは参考資料の3ページですね。

○中島委員

まあ、規則も必要があれば直して、現状に合わせればいいので、とりあえず、これで始めてということですね。分かりました。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。意見も尽きたようですが、とりあえず手探り状態で始めてということにはなりますが、規則そのものは雛形のようなものを参考にしながら定めておりますので。議案第9号、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。（同意の声）では、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第10号について、説明してください。

**【議案第10号】鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について**

○片山教育総務課長

先ほどは組織の変更による業務でしたが、その決裁権限を定めている規則であります。1ページ目は文化財関係の削除。2ページ目は、別表第一にあります特別支援教育課、それから3ページ目の高等学校課のところは、学校運営協議会の委員の任免についての決裁の規則です。3ページの下は文化財課の削除です。以上です。

○山本教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。では、議案第10号は議案のとおり決定とさせていただきます。（同意の声）  
議案第11号について、説明をお願いいたします。

【議案第11号】鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

○音田小中学校課長

「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」の改正に伴い、平成31年度から、教員免許制度が大幅に変更となりました。そのため、「鳥取県教育職員免許状の授与に関する規則」についても一部改正が必要となり、提案させていただきます。

具体的には、中身は細かいことですが、まず1ページにあります第二条第一項の表が大きな改正点でして、今回の法改正では科目の大括り化ということが起こっておりまして、具体的には2ページの真ん中、第二条の表のところに大きな表がありますが、受けようとする免許状の種類・在籍年数の横に、修得することを必要とする科目及び最低単位数というこの科目の名前等が、これまでの法律では別の括られ方をしていまして、その辺りが変わったので、国の法律が変わったことに準じて県の規則も改正するということです。

ただ、新しい事項が加わったり単位の履修方法は変更されますが、全体の必要単位数はすべての取得区分において、これまでとまったく変更されていません。上の括り方が変わったということですので、今回、国も県規則で規定されているその他の別表については、取得の方法に大きな改正はないと説明していますので、現在の制度を維持する内容で規則改正を行うこととしたものです。説明は以上です。

○山本教育長

ただいまの説明について、質疑・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○中島委員

元号の表記というのは。

○音田小中学校課長

元々、元号は平成となっていました。それを落とすだけです。

○山本教育長

単純に元号を消してしまうということでもいいのですか。

○中島委員

別に元号法で書いてあるわけじゃないのかな。どこかの法律に書いてあるのですか。

○山本教育長

免許法上は、西暦でもいいというようになったのです。

その他、ございませんでしょうか。では、議案第11号については、原案どおり決定することよろしいでしょうか。（同意の声）では、原案のとおり決定いたしました。

議案第12号について、説明してください。

**【議案第12号】平成30年度教育行政の点検及び評価について**

○土山教育総務課参事

評価に当たっては、「鳥取県教育振興基本計画」に定めております、政策ごとの取組状況でありますとか、数値目標等を踏まえて、全体の評価を行ったところです。

点検評価の概要ですが、84項目ございまして、このうちA評価が10項目、B評価が70項目で、A・B合わせて80項目で、全体で95%が概ね達成できていると考えております。一方で4項目がC評価となっております。D評価はございませんでした。

主なA評価については、図書館等の取組に対するものです。C評価ですが、主なものについて、簡単に説明させていただきたいと思っております。まず不登校ゼロの取組については、不登校の出現率が平成30年10月に公表されたものでは、小・中・高ともに上昇しております。これについては今年度作りました手引きであるとか、スクールカウンセラー等々の活用で少しでも減らすような取組をしております。次に、県民への信用失墜行為も引き続きございました。

○山本教育長

ただいまの説明について、質問、意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、議案第12号については、原案のとおり決定したいと思います。

続いて、議案第13号について説明してください。

**【議案第13号】鳥取県教育振興基本計画について**

○土山教育総務課参事

平成31年度から5ヶ年間の教育振興基本計画については、先般パブリックコメントを実施しました。最終案として今回提案させていただくものです。今回の改訂に当たりましては、この教育委員会におきまして、これまで委員協議会で9回、それから鳥取県教育審議会においても3回にわたりご審議をいただいたところでありまして、また、県議会の常任委員会でも3回ご審議いただきました。今まで十分なご議論をいただいていることで繰り返しになりますが、今回の計画の要点を説明させていただきます。基本理念とそれを支える四つの力としては引き継ぎですが、新たに基本理念を実現するための基盤として、自己肯定感を子どもたちが持てるようにして、子どもたちが夢や目標を持って意欲的に主体的な学びができるよう、自己肯定感を基盤として様々な取組を進めていきます。また、基本理念の実現に向けて、この5年間、総合的かつ計画的に取組むために5つの目標を定め、施策の中で特に力を入れたいもの、22の施策を挙げております。特に力を入れたい施策

としては、自らの生き方を考えることにもつながるふるさと教育の推進、そして確かな学力・学びの力を身につけ、魅力ある学校づくり、諸課題に対応した学校運営の推進、そして、いじめ・不登校の対策強化、多様なニーズに応える学びの構築。それから、現在整備を進めている県立美術館に関して、平成31年度の予算と連動させながら推進していきます。校長会等にも協力を求めたり、あるいは概要版のリーフレットを作成することにしております。改訂の趣旨をしっかりと伝えながら周知を図っていくこととしております。

○山本教育長

振興基本計画についてご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○佐伯委員

パブリックコメントがすごいなと思います。たくさんの意見が寄せられて。想いを持っている方がいるのだなということが分かりました。

○山本教育長

それでは、5年間はこの計画で行っていくということで、議案第13号については、原案どおり決定ということではよろしいですか。（同意の声）それでは決定といたします。

議案第14号について説明してください。

【議案第14号】鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について

○國岡教育人材開発課長

平成28年度に校長と教員の資質に関する指標というものをつくるのが位置付けられまして、平成29年度は校長と教諭等の指標を昨年度策定いたしました。教諭等というのは、教諭から始まって主幹教諭等々です。残ってありました養護教諭と栄養教諭について、今年度作業して策定したところですが、実は2月の委員協議会の際には、栄養教諭と学校栄養職員の分を一緒にしたものを協議いただいたわけですが、栄養教諭と学校栄養職員の職務内容の仕分けが少し曖昧で、外に出したときに分かりづらいというご意見もありましたので、内部で検討した結果、この度は学校栄養教員についてはやめました。もう一年間検討させていただきます。この度は養護教諭の分と、それともう一つは昨年度策定した教諭等の分は文言の修正です。ですので、これは中身はほとんど変わっておりません。内容については、養護教諭のほうですが、まず一番上の段にありますステージですけども、キャリアスタート期から始まりまして、右側にずっとステージが上がりまして、これは教諭等と同じステージになっています。また、左側の各観点ですが、この観点についても、この次の教諭等と同じような観点で作成しております。ただ、教諭については学習指導に当たるものが、養護教諭では保健体育に変わっていたり、教諭では児童生徒理解・指導に当たるものが、保健管理という言葉が付いていたりしますが、基本的には同じ観点で作成しております。養護教諭の職の特性を踏まえた内容が赤字の部分です。その専門性を踏まえたかたちで作成しております。基本的にステージが右側にいくにしたがって、最初は個人の

力量の問題から、組織としての対応ができるかどうか、教職員と連携して対応できるかどうか、そして組織の中で体制づくりまで関わるができるかどうかといった観点を踏まえながら作成しております。以上、養護教諭と教諭分について、ご審議をお願いします。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。養護教諭のほうが新たに定められた。教諭のほうは一部文言修正ということです。

○足羽教育次長

去年もご意見いただきましたが、教諭の場合は「こうじゃないといけないだろうか」というようなケースに年度修正をかけていくということで、今回若干修正しておりますが、特に今回は養護教諭が一人職場になりますので、本当にこれが現場に下りていったときに、本当にこれでいいだろうかというご意見を、またいただく機会があるのではないかと思いますので、実際にはもう現場の先生方にも見ていただいております。ご意見は何ってはおりますが、実際にセンターでの研修等も含めて、この指標を意識してもらうときに、「この段階では遅いんじゃないか」とか、逆に「これは要求しすぎじゃないか」とか、そのような意見があれば、また次年度、修正に反映していけたらと思っております。

○佐伯委員

生き方指導が教諭のほうにはあって、生きるということから言ったら、すごく保健は大事で、そのメインになるのは性教育なんですけども、その部分というのは保健教育の中の単元構想とか、指導案という項目があって、この赤いところに入るのですか。

たしか、養護教諭の先生は性教育のとき、よくTTで授業に入ったりしますので、そこはどこに入るのかなと思っています。性教育に関する事などは教材づくりにもよく協力してもらっています。これは養護教諭の先生は見られたのですね。

○國岡教育人材開発課長

協議会と、あと大学の先生に見ていただいております。

○中島委員

この中に全部書ききれないものではないということだろうとは思いますがね。さっき、小林参事監兼センター長ともお話した、学校の特色化とか魅力化的な視点を反映したような文言というのは、どの辺になるんですかね。

○小林参事監兼教育センター長

例えば、一番上の学習指導のところに、各学校の特色を活かし、カリキュラムマネジメントの実施というのがあって、中心的にはこの辺りで、日々の教育活動の中に、どう地域の課題を入れていくかということになろうかと思えます。その右側に直接そういう表現もありまして、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与していくという表がありますね。

○山本教育長

その他、ございますでしょうか。議案第14号、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。（同意の声）では原案のとおり決定いたしました。

議案第15号について、説明してください。

【議案第15号】各種学校（にちなん中国山地林業アカデミー）の設置認可について

○徳田高等学校課長

日南町から林業人材を育成する中国山地林業アカデミーの設置について、各種学校への認可申請がございまして、その認可について、教育委員会においても2月に協議を行ったところです。その概要でありますとか、学習内容等については別紙とか資料1のとおりですが、事務局としても直接、係長と指導主事が現地まで行きまして、申請資料の確認とか、実際に行う現地の確認をいたしまして、資料2のとおり審査を行いました。その結果、高等学校課としては申請の認可基準を満たしていると考えているところです。本日は、その「にちなん中国山地林業アカデミー」の各種学校としての設置認可の申請について、議決をいただきたいということです。説明は以上です。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。各種学校、私立の場合は知事が設置認可の権限がありますし、主体が公立でありましたら、教育委員会にあるということで、この度は日南町が主体ということです。

○佐伯委員

取得資格ということはすごいですね。

○徳田高等学校課長

資格取得については、積極的に取得させるということです。

○中島委員

対象年齢はどこに書いてあるのですか。

○徳田高等学校課長

各種学校ですので、年齢はございません。ただ、一般的には高等学校卒業程度ですけれど、社会人の方でも結構です。

○中島委員

中学校を卒業した人でも、入ろうと思えば入れるわけですか。

○徳田高等学校課長

はい。一般の各種学校ですので。ただ、資格取得等を考えますと、高校卒業程度の学力が必要かなというふうに考えております。

○佐藤委員

この資格取得というのは一年間で取れるものですか。

○徳田高等学校課長

このアカデミー自体が一年間ですので、一年間で目指すものです。

○中島委員

1, 3 6 9 時間というのは、どれぐらいやることになるのですか。

○徳田高等学校課長

単純計算で、1日6時間で計算しますと、だいたい4 5 週。実習をかなり入れていますから、週の4回が実習、一日が講義というかたちで、かなり実習中心になっています。

○山本教育長

よろしいでしょうか。（同意の声）原案のとおり決定したいと思います。

それでは続きまして、議案第1 6 号について説明をお願いします。

**【議案第1 6 号】鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の策定について**

○島田社会教育課長

初めに少し、これまでの経緯についてご説明したいと思います。このビジョンの見直しに当たりまして、昨年度に子どもの読書活動に関するアンケートを実施させていただきました。その結果についてはこの4月に教育委員会へ報告させていただいたところです。その後内容を検討いたしまして、成果と課題を整理した結果として、11月に第一回子どもの読書活動推進委員会を開催いたしまして、修正した案を作成したところです。平成30年12月から平成31年1月まで、パブリックコメントを実施させていただきました。69件のご意見を頂戴いたしました。頂戴したご意見を検討いたしまして、この1月28日に第2回子どもの読書活動推進委員会を開催させていただきました。パブリックコメントを受けた計画案の修正について協議させていただいたところです。2月14日の常任委員会でパブリックコメントの実施結果とその対応についてご報告させていただきました。その間、教育委員の皆様に加わって随時、委員協議会等で内容についてご説明し、またご意見を頂戴してきたところです。これまでこのように幅広くご意見をいただいていたことで、おかげをもちまして最終案となりましたので、本委員会において議決をお願いしたいというのがございます。別紙がたくさん付いておりますが、計画案が大部ですので一番最後のところに参考資料をお付けしております。概要版を作成しております。これも合わせて

配布していこうと考えているものの案ですけれども、こちらのほうで概要について説明したいと思います。

この第4次計画案ですけれども、平成31年から概ね5ヶ年の鳥取県における施策の方向性の取組を示す計画となっているところです。読書活動の意義のところに新たに追加しましたのが、人生百年時代を迎えようとする中で読書活動というのが生涯に渡る学習の礎となるということで重要性を増しているということです。中の黄色いところのそのための具体的方策のところでも少し分析をさせていただいておりますけれども、アンケート結果で「家庭における読み聞かせが増加している」という面が見られたこと。あるいは本県の子どもが読書好きであるという傾向も続いているわけですけれども、一方で学年が上がるにつれて、小・中・高と上がっていくに従って、読書から離れていく傾向というのは引き続き、あるいは高校については拡大しているのがより顕著であるということ、あるいは読書について子どもの二極化が見られるということがございました。そこで生涯にわたる読書習慣の形成のために、家庭・地域・学校が一体となって快適な環境づくりに努めることとしたところです。

1のところですが、家庭における子どもの読書活動推進のところでも新たに加えたのが、家庭のところでも今まで乳幼児期としてまいりましたけれども、妊娠期を含めた読み聞かせ読書について啓発を行っていくことといたしました。合わせて、わざわざ図書館などに出向くことの少ない保護者に対する代替保障としましてイベントを実施するなど、家庭環境に関わらず、広く読み聞かせ読書の関心を高めることとしたところです。

地域における読書活動の推進としまして新たに加えたのが、公立図書館のところでも、特に学校図書館の利用が伸びております。学校図書館の利用について、児童生徒等について減少しているという傾向がありましたので、幅広い出合いの場を提供するとともに、ジュニア司書講座など図書館への関心を高める取組により利用促進を図るといったこと、あるいは二極化傾向に対応したものですけれども、サードプレイスとしての魅力発信、子ども食堂の段階貸出を進めていくということについて追加したところです。

3の学校等における子どもの読書活動の推進ですが、特に追加した部分としまして、児童生徒が特に読書に動機づけをしていくことが必要であるということで、ビブリオバトルや読書トークなど、読書への動機づけのための取組を働きかけるといったことを特に追加したところです。

2の子どもの読書活動を支える人の育成等については、引き続き公立図書館、教員、司書、学校司書等を対象とした研修等を実施してまいります。3の学校図書館支援センターの学校図書館支援員による相談・助言等も引き続き行っていきたいと考えているところです。

続きまして黄色いところでも、方策の効果的な推進に必要な事項といたしまして、県・市町村・民間団体等組織全体が連携しながら取組を進めていくこととしていただいております。1のところでも、今回インターネットとの関係が議論になったところではございましたけれども、国でも今後5ヶ年間の計画期間の中で、インターネットと読書との関係について、検討を進めていくということもございましたので、県といたしましても今年度インターネットに関するアンケートを実施しますので、その結果等

も見ながら、その計画期間内に、このインターネットによる読書活動に関する実態等を把握して方向を検討していくことにしたところです。

来年ですけれども、目標値の設定ということで、従来からしている目標値に加えまして、一番上のところ、家庭において乳幼児に読み聞かせを実施している率について現状よりも高い95%を目指すとしたところ、それから、公立図書館の県民一人辺りの貸し出し冊数については6.0冊としていたところを6.2冊と改めたところです。それから2の県立図書館主催の専門研修参加者数についても、600名としていたところを目標達成しておりますので、900名とするなど見直しをさせていただきました。

概要については以上ですけれども、この計画案が議決いただきました際には、関係市町村、それから学校等に周知を図りまして、関係機関と連携して読書活動の推進を図ってまいりたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

○佐藤委員

概要だけ見て質問といいますか、意見なのですけれども、家庭教育の推進というところに、メディアの利用、言ってみれば携帯を利用している傾向があるのではないかと思います。

そういう意味では、家庭教育でメディアという視点を入れておいたほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○島田社会教育課長

全体的には本体でメディアのこともかなり入れているのですが、概要には学校のところに少し出ていて、電子メディア機器の利用と読書ということについては関係があるのではないかという意見はかなり委員からも、パブリックコメントでもたくさんいただいています。現在も電子メディア機器に関することとか、啓発というのは委員会でも残そうということですが、その関係についても、今年度インターネットに関する調査を行うこととなっておりますので、その時点で読書との関係も調べていくこととしております。なかなか難しいところもありますけれども、インターネットに関する啓発と合わせて読書の関係というのは今もイオン等で実施しています大規模集客施設における広報などの取組と合わせて実施しているのですが、今後も引き続き実施していきたいと考えているところです。

○山本教育長

幼少の頃からという意味合いですね。

○佐藤委員

そうですね。家庭での。

○島田社会教育課長

例えば、計画の中でも一番下のところにも、妊産婦を含めて乳幼児・保護者を対象とした啓発は、電子メディアとの適切な視点からも関連付けた啓発など行っていかなければいけないということについては認識した上で、その方向性を元々読書とメディアが関係があるということを言われておりますので、そのことはやっていきたいと考えております。

○若原委員

児童館は社会福祉施設ですね。あそこにも図書室はありますね。実態はよく知らないのですが、児童館は例えば学童保育のような機能も持っている施設ですけども。

○佐伯委員

たくさんの図書を買って揃えていくということがなかなか難しいので、市立の図書館等で団体貸出みたいに定期的に50冊とか借りて、期間がきたら入れ替えるみたいなことを進めています。そうすると子どもたちが、手に取る回数が増えてきたということもあるので、そういうことはやるようになっていきますね。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（同意の声）向こう5年間ということで進めていくことで、議案第16号については、原案のとおり決定することとしたいと思います。

それでは、議案の最後になりますが、議案第17号について、説明してください。

【議案第17号】鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中原文化財課長

以後説明します5件の絵画、保護文化財資料について、文化財保護条例44条の規定により、文化財保護審議会に意見を求めるものです。個別に簡単に説明させていただきます。

一番目が、保護文化財、「絹本着色不動明王像」智頭町所在ですが、以下の三点については、智頭町にあります真言宗の古刹豊乗寺に所有されております仏画でございまして、現在は県立博物館に寄託されているものです。

一番目の不動明王像は岩坐に立つ不動三尊を描いたもので、平安時代末期から鎌倉時代に流行した図像の一例と見なされるものです。年代的には作風等から鎌倉時代後期から南北朝期、14世紀代のものと考えられます。

「絹本着色愛染明王像」ですが、本像は、宝瓶<sup>びょう</sup>上の蓮華座に坐る一面三目六臂の愛染明王を表しており、体は赤く表現されております。制作年代は絵絹の状態等から鎌倉時代後期から南北朝期、やはり14世紀と考えております。

次に、「絹本着色釈迦三尊十羅刹女像図」です。こちらは釈迦三尊を中央に置き、その両側に四天王、下方に中国衣装を着けた十羅刹女が描かれております。彩色にはきり金と言われます金箔を細かく切ったものを貼りつけるなど、平安時代に見られる古風な技法が

使われておりますが、絵絹がないことなどから、室町時代、15世紀代のものではないかと考えているものです。

続きまして、「桂見2号墳出土遺物」です。鳥取市桂見に所在します桂見2号墳、これは鳥取県内でおそらく最古と考えられる古墳です。回復不能で古墳のほうは消滅しておりますけれども、埋蔵施設からの出土品は、中国製の青銅鏡二面の他、鉄製の刀、刀子、鎌、槍がんな、針などが出土しております。特に写真に載せております二枚の銅鏡は山陰地方における、完全なかたちの中国鏡が流入した最古例となるものと考えております。ということで、山陰地方における古墳の出現過程を知ることができる資料ではないかと考えているものです。

「史跡大御堂廃寺跡出土遺物」です。倉吉市駄経寺町にございます国史跡大御堂廃寺跡から出土した考古資料です。現在、新しい美術館が予定されていますエリアのすぐ南側に位置しています。史跡は国の史跡になって保存されておりますが、実は出土遺物も大変特色があるもので、18種におよぶ軒丸瓦や鬼瓦に代表される大量の瓦類に加えて、せん仏というタイルのような壁に貼りつける仏様、そして塑像、銅製獣頭、銅製の匙等の非常に貴重な遺物が出土しております。銅製獣頭といいますのは、右側の写真の上のほうにありますが、実はこれは大きな写真で、この半分ぐらいしかない小さな獣ですが、非常に精密な表現がなされている一品です。下の銅製の匙は、例えば正倉院の宝物であるとか、あるいは韓国慶州の庭園から出土するものと同じタイプのものです。また、土器の中に墨で字を書いているものがあり、そこに久米寺という記述がございまして、古代のお寺の中ではお寺の名前が分かり、旧久米郡という山陰を代表する拠点寺院であったことが想起され、地方における仏教受容期の様子を具体的に知ることができる資料ではないかと考えております。以上5件の諮問について、ご審議いただきたいところです。

文化財保護行政としては、今回が最後の審議いただく案件になります。先ほどの教育行政の点検及び評価においても、目標を大きく上回る文化財の指定についてご認定いただき感謝申し上げますとともに、審議をよろしくお願いいたします。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問・意見等ございましたらお願いいたします。

○若原委員

大御堂廃寺です、久米寺という名前だったのが、なぜ大御堂廃寺というふうに呼ばれているのでしょうか。

○中原文化財課長

古代のお寺というのは、ほとんどの場合が、どういうふうに言われていたのか分からないものでして、この大御堂廃寺が久米寺というのが発掘調査をしてはじめて分かったことです。それ以外のものは、その地域の名前とか地名とか、そういうものを取って廃寺ということで、倉吉の大御堂にある廃寺ということで、文化財保護上は名称を付けております。

米子市の上淀廃寺もお寺の名前は分かっておりません。上淀にある廃寺ということで指定名称となっています。

○若原委員

久米寺は久米郡という地名と一緒にということですが、例えば川村郡ですと川村寺というのがあったのでしょうか。

○中原文化財課長

川村郡であれば、湯梨浜町にあります野方廃寺と、倉吉では小原廃寺というお寺がありますけれども、そこだったら川村寺というふうと呼んでいたかもしれませんが、実際に発掘調査でそういう資料が見つかっておりませんので、いまだ何とか廃寺という名前で呼ばせていただいています。

○佐伯委員

4番と5番はどこに保存されているのですか。

○中原文化財課長

4番については鳥取市が発掘調査をしたもので、鳥取市埋蔵文化財センターに保管されています。5番については、倉吉市教育委員会が所管しており、倉吉博物館にあります。

○山本教育長

他に、いかがでしょうか。文化財関係では教育委員会としては最後の仕事になります。では、議案第17号は原案のとおり決定させていただくということによろしいですか。

(同意の声) では原案のとおり決定させていただきます。

以上で、議案関係を終わりたいと思います。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて、報告事項に移ります。報告事項エからツ、ならびにフ及びムについて説明してください。なお、件数が非常に多いので、事務局は簡潔な説明をお願いしたいと思います。

### 【報告事項エ】文化財保護に関する事務の移管に伴う条例案に対する意見について

○森田教育次長

この度、文化財保護関係が知事部局に移管しますけれども、それに関する条例がこの度、議会に提案されました。それに伴って、議会から教育委員会に意見を求められましたので、異義ありませんということで、回答させていただきました。これについては教育長の臨時代理により決定し、報告しております。

【報告事項オ】鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

○森田教育次長

いわゆるマイナンバーを利用するための規則で、規則の概要等書いてありますが、事務局で行う事務が二件追加されたことに伴い、条例番号が変更になり、そのために変わるもので内容については変更ございません。

【報告事項カ】鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標の策定並びに平成31年度教職員研修及び平成30年度教職員研修実施状況について

○國岡教育人材開発課長

先ほど議案第14号で、養護教諭について話させていただきましたけれども、教特法の施行令で、教育のいくつかの規定を運用しているところがございます。それがここにあります実習助手、実習教諭、それと寄宿舎指導員になります。こちらについては指標を作成する義務はないのですが、生徒を指導するに当たって、指標を作って育成していこうということで作業をさせていただきました。作成の考え方は先ほどの養護教諭と同じです。

○小林参事監兼教育センター長

補足というか、続きです。平成31年度の研修計画と30年度の教職員研修の実施状況についてです。これが31年度の研修の大まかな枠でございまして、特にキャリアデザイン研修、これが最終年ということで、48歳でやっていた研修これが最後になって、今後は16年目研修で早めの研修をやっていくということです。学力向上対策ゼミナールということで、小学校算数で、ピンポイントでゼミナールをやるということです。

次に、本年度研修の概要評価についてです。評価については、研修が終わった後に受講者に対してアンケートを行い、4段階で聞いております。それをまとめて、基本的に今後の自分に活かすことができる業務、それから概ねそうなのだという3、これを合わせまして3以上の割合ということで、これは概ね受講者としてはそういう評価をしてということですが、私どもとしましては、今回の研修は間違いなく今後生きるのだと言える回答をどのくらい高めることができるかという観点で見たいと思っております。

【報告事項キ】島根大学との共同研究「鳥取県公立学校教員の資質向上に係る意識調査」について

○小林参事監兼教育センター長

やはり研修を行うに当たって、教員の意識の実態はどうなのかということからスタート地点としたいと思っております、そういったことから採用2年目の若い世代、それから採

用16年目のミドルになった世代、これに対して悉皆で意識調査をさせていただいた結果です。

中ほどより下にポイントとしてまとめておりますが、キーワードとしては、若い人にとってはやはり先輩教員の存在、これが大きいのだということが一つ、ポイントとして見えてまいりました。それから二つ目ですが、管理職の学校運営において若い人たちをどう活かしていくのか、若い人たちにどう発言を促すのかという部分も含めて、そこが二つ目のポイントとなるなと思います。それから三つ目ですが、やはりそうは言っても2年目であっても16年目であっても、日々の営みといいますか、それがやはりポイントなのだということ、そして、その日々の中でも時間不足で多忙化ということが出てきますが、そういった状況の中でどのくらい日々の営みを人材育成に活かしていけるのかというところがポイントだなというところが見えてまいりました。調査の詳細は後のページに載せておりますので、また見ていただければと思います。

#### 【報告事項ク】平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について

○音田小中学校課長

来月4月18日木曜日が本年度の実施になります。本年度、新たに英語が中学校で入ります。これについては1ページの(2)に挙げておりますけれども、4技能、高校でも言われていますけれども、学力調査においても4技能をすべての中学生に課すということで、「聞く事、読む事、話す事、書く事」、そのうち書く事については、各学校のパソコン室等を活用した音声録音方式ということで、本年度の春先に二校抽出して実施しております。そうした課題も含めて、全校で実施というかたちになります。

2ページから概要でありますとか、5ページには英語の問題の例文、まとまりのある文章から大切な部分を読み取るであるとか、日常会話でのやり取りに即興で応じる等の例が示されています。

6ページは来年度の実施予定で、県内すべての学校、児童生徒が試験を受ける予定です。7ページに資料3として挙げております本年度は、外国語が入ることと、もう一つ大きな変更点としては、これまでいわゆるA問題、B問題という出し方をしていましたが、31年度からはAとBをなくして統合型の問題となります。これまでも理科については、A問題B問題はありませんでした。国語、算数・数学については、十年間ずっとA問題B問題というかたちでしたのですけれども、明確な区分ができなくなったというようなことが、7ページの資料3には書いてあります。元より知識と活用とは一体型に問うことが有効であるというようなことも言われております。そうしたことも含めて知識及び技能、思考・判断表現・学びに向かう力等を総合的に問うということで、どちらかというA問題をなくして全部B問題というかたちになっていくのかなと考えております。そうした新しい試みの中で行われる学力調査が一ヶ月後に迫っているという状況です。

#### 【報告事項ケ】県立学校における平成31年度使用教科用図書の採択の変更について

○徳田高等学校課長

来年度使用する教科書について、鳥取緑風高校で一件追加しましたので、その報告です。追加の理由としては、「グリーンライフ」の教科書が今年度までは準教科書だったものが、来年度からは新たに教科書として発行されるため、追加の申請があったものです。

【報告事項コ】 県警本部少年課・各警察署と青少年・家庭課・各児童相談所との連絡会における県教育委員会からの説明等について

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

虐待対応に関わる警察と児童相談所との連絡会に参加させていただきました。県教委からの意見と、それから警察、児童相談所からの虐待対応についての意見を聞かせていただきましたので、報告させていただきます。

県教委からは、野田市の虐待事案を受けての国の動きであるとか、また、鳥取県としての現段階での動きについて、説明させていただきました。その後、各関係機関より意見をいただいたところです。主な意見としては、やはり、「児相への通告」と「要対協への登録」を上手に使い分けてほしい、であるとか、虐待ケースの開示要求に対しては、弁護士等の相談も視野に入れて、相談できる機関等をあらかじめ整理しておいたほうがよい、というような意見がありました。

この会を受けて、2月22日に、事務局内の各課及び各教育局による虐待に係る連絡会を実施して、先日、国からの通知とともに、対応のポイントについて市町村教育委員会及び学校に通知を行ったところです。これらの意見を参考に今後、虐待対応マニュアルを作成していきたいと考えております。

【報告事項サ】 ケース会議マニュアルの作成について

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

昨年7月に通知した「教育相談体制充実のための手引き」を補完するものとして、児童生徒の適切な支援を考じていくためのケース会議の在り方・進め方についてまとめた「アセスメントとプランニングに基づく子ども支援『ケース会議マニュアル』」を作成したので報告させていただきます。

子どもの現状なのですが、本当に要因や背景が複雑化して見えていくなっている状況の中、やはり学校としては対応を早期に、それから様々な視点から要因や背景を分析して、それに基づいた支援を行っていく必要があります。そこでその大切な役割を果すのがケース会議になるわけですが、内容としては、特に学校において難しいという意見をたくさんいただいていますケース会議のアセスメント等プランニングについて、これを少し焦点化して、その考え方・ポイントをまとめさせていただきました。作ったものをいかに周知・活用していただくかということがポイントになりますので、意味のあるものにしていくために今後、行政説明会をはじめとして、管理職研修、ソーシャルワーカー研修な

ど、色々な研修会を使って周知し、学校にも出向いて具体的にこの動きの説明をしていきたいと思えます。

また、児童生徒支援加配という加配教員の配置があるのですが、来年度についてはこの加配の役割をケース会議をコーディネートする教育相談コーディネーターの職務として、主に位置付け、県教委としての加配を行った学校へ訪問していきたいと考えております。

また、色々ご意見をいただく中で、このケース会議の進め方について、よりイメージがしやすいようにということで、マニュアルの一部内容をアニメーションビデオに作成して、学校に使っていただきたいなど考えているところです。なお、内容については、小中、県立学校すべてにおいてのマニュアルになりますが、記述の部分が少し小中に限定した内容のものになっています。そこは少し修正させていただき、この後、市町村教育委員会、県立学校に通知して、来年度に向けた校内体制に役立てていただくように考えております。

#### 【報告事項シ】自死予防対策連絡会について

##### ○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

県内における自死予防対策の効果的な推進のために、2回、予防対策連絡会を開催しました。これまで各課において、様々な自死予防につながる取組を行っていたところですが、それを共有して整理することで、教育委員会全体としての取組を体系化することを狙とした会議になります。

2回目の連絡会では、大学の先生をお招きしました。色々取組を整理していただきました。気になる子どもたちにどうしても目がいくのですが、気になる子ども以外の子たち、ここにやはりリスクがあることをしっかりと意識すべきであるということ。それと、いじめと自死につながりがないかということが、よく報道されるのですが、いじめに特化せず、精神的な疾患を含めて広く自死対策を行っていかねばならないというご助言もいただいたところです。今後も各課で情報共有を進め、体系的な取組を進めていきたいと思っております。

#### 【報告事項ス】豊かな人権文化を築く学校づくり事業の取組状況（1年目の中間とりまとめ）について

##### ○影山人権教育課長

この事業の前身として、「地域とともにつくる鳥取人権教育事業」を平成23年度から3年間実施しておりまして、研究指定校での児童生徒を対象とした人権教育推進の取組とPTA人権研修プログラムの作成を平行して進めてまいりました。平成30年度からは「豊かな人権文化を築く学校づくり事業」として進めております。

研究指定校における取組として、鳥取市立千代南中学校では、インターネットとの関わり方について、みんなで考えることをテーマに学級活動を行っております。スマートフォンなどを使うときのルールやマナーなどをみんなで話し合い、ジグソー形式でグループ活動を行っております。また、PTAでの取組では、家庭で子どもがインターネットと上手

に関わるためにはどうしたらよいか、「みつばちワクワクカフェ」という手法でグループワークを行っております。インターネット・スマートフォンのルール・マナーという身近な課題で、生徒も保護者も熱心に取り組み、活発な話し合いが行われました。

続きまして、北栄町立大栄中学校では、いじめをテーマとして生徒の人権学習と保護者の人権研修を関連付けて行っております。境港市立渡小学校では、インターネットの利用をテーマとして、生徒の人権学習、保護者の人権研修を関連付けて行っております。来年度も継続して行うこととしておりまして、保護者用の人権研修プログラムを生徒用にアレンジして、双方で同じテーマで人権学習に取り組み「学びの交流」ができるようにしております。

ファシリテータ派遣事業は、希望のある学校にファシリテータを派遣してPTAの人権研修を行うものです。研修の内容は、平成27年度から29年度に作成しました参加型の人権研修プログラムを使った研修を行っていただくもので、子どもの自尊感情に関するプログラムですとか、インターネットのマナー・ルールに関するプログラム、いじめに関するプログラム等17のプログラムがございます。

平成30年度は37の学校及びPTA協議会にファシリテータを派遣して人権研修を行いました。参加者の延べ人数は1,244人ですが、参加者のアンケートでは、「新しい気づきや、新たな疑問が生まれましたか」あるいは「進んで考え、話し合うことができましたか」という問いに対して、9割以上の方が肯定的な回答をしておられます。来年度以降も継続してファシリテータ派遣事業を広げていく予定で、まだ取組んでおられない市町村もございますので、そういった市町村にも広げていきたいと考えております。

#### 【報告事項セ】 とっとり弥生の王国シンポジウム「倭人の真実」について

##### ○中原文化財課長

3月2日に、とりぎん文化会館で開催しました「第3回とっとり弥生の王国シンポジウム「倭人の真実」」ですが、出演者に、国立科学博物館の篠田副館長、韓国の国立慶州文化財研究所の安昭（アン ソヒョン）特別研究員などをお招きしまして、講演、パネルディスカッション等を行ったところ、430人の方にお集まりいただきまして、満席で議論が白熱したところです。

記念講演の内容等については、話題になりました核DNAの分析について、男性4体のY染色体DNAが得られ、これは父親の系統が分かるわけですが、3体は縄文系、1体は渡来系ということで、11月のミトコンドリアDNAの分析とは少し違う結果が出てきましたので、今後も分析を続けていかなければならないのかなと思っております。

人骨の年代については、最新の骨に含まれる炭素の年代測定が行われまして、2世紀後半の人骨である可能性が高まったということがございました。中国の歴史書に「倭国大乱」と書かれている時代に即応したもので、傷を受けた人骨とかがありますので、そこら辺のところは今後議論になっていくのではないかなと思います。

交流について、例えば先ほどのミトコンドリア、核DNA共にそのタイプが非常に多様であるということが指摘されました。長いことそこで暮らしていると、段々DNAの型は

収斂されていくのですけれども、それが非常に多様だということで、どちらかというと保守的な様相、たくさんの人が出入りする都市的な様相がある集落であるということが議論になったところです。

その他ですが、このシンポジウムに合わせて、韓国の国立慶州文化財研究所と埋蔵文化財センターが両所の友好交流及び協力に関する協定を締結いたしまして、今後研究活動等を進めていくことになっております。

#### 【報告事項ソ】青谷上寺地遺跡整備活用基本計画の詳細化について

##### ○中原文化財課長

青谷上寺地遺跡の整備活用基本整備計画については、平成21年6月に当教育委員会において「保存管理計画、整備活用基本計画」ということで策定させていただいたところです。その後、鳥取西道路等に伴う発掘調査で止まっていたところですが、平成28年から今年度まで整備活用基本計画の時間経過に伴います詳細化というものを進めておりました。

ポイントとしては、基本計画の詳細版の主な内容ということで、例えば、整備計画の基本方針の中で、古代の情報を介してということがございました。青谷上寺地遺跡で言いますと、弥生時代の遺跡という印象があるわけですが、実は古代山陰道の遺構が見つかっておりまして、そういうものを整備活用に活かしていく必要があるのではないか、また展示と連続する史跡整備ということで、非常に優れた出土品を持っておりますので、その展示機能を備えた施設を隣接地に設ける必要があるのではないかというようなことがございました。

これらについては、検討の経過の一番最後にありますが、来週3月18日に第7回の整備活用部会がございまして、こちらでの意見を反映して、基本計画詳細版の最終確認を行う予定としております。以降には、ゾーニング図、あるいはゾーニング図の各地区の説明をしておりますので、ご覧いただければと思います。

あと、「PFI手法の導入の検討」をご報告させていただきたいと思います。この1月25日に開催されました第3回県有施設資産有効活用戦略会議において、青谷上寺地遺跡の整備へのPFI手法を導入、美術館で検討を進めているものですが、PFI手法を導入することの可能性の調査を新年度実施することが決定されたということに合わせてご報告させていただきたいと思います。

資料等がまったくないのですが、合わせてご報告を一本だけさせていただきたいと思います。実は、先月24日に県指定の無形文化財陶芸の保持者でありました倉吉市の山本浩彩さまが残念ながらお亡くなりになりました。享年71歳ということで、これから円熟期の作品が作られるところでもございましたので、誠に残念です。これによりまして、県指定無形文化財陶芸の保持者がおられなくなったということになりますので、条例の規定に基づきまして、指定の陶芸及び保持者の認定が、解除されたということになりますので、ご遺族からの届け出等をおもちまして、県広報の告示の手続きを進めているところです。

【報告事項タ】鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要について

○田中理事監兼博物館長

今、話がありましたPFI手法での受注者の選定等の審査会を開催しましたので、ご報告申し上げます。この審査会は、個別の事業者が出るということで非公開で行いました。中でも、主な協議内容ということで、PFI手法というものは、民間事業者との対話をしながら進めていくという手法でありまして、その中でマーケットサウンディングという手法を民間事業者と対話を進めております。今回300を超える多くの意見の提出がありました。それらを審査会で紹介しながら、いくつかご議論いただきました。

それから、もう一点、協議事項で落札者の決定基準案についてです。この審査会は、最終的に事業者を選定するということが責務でありますので、そのための落札者の決定の基準をこの審査会でご議論いただいております。なお、今後の対応ですが近く、特定事業の実施に関する実施方針を決定公表いたします。3月中には公表いたします。それらの説明会も開催し、この審査会自体は数次に渡って来年度開催をして最終的に事業者を選定するという流れになっております。

【報告事項チ】平成30年度第3回鳥取県立博物館協議会の概要について

○田中理事監兼博物館長

昨日開催したものです。議題ということで書いておりますが、博物館の運営に関して今年度の実施状況、来年度の予算、そして県立美術館の検討状況等について、ご報告を申し上げたところです。それに対して主な意見ということで、それぞれ委員の方々からご質問やご意見をいただいております。読み上げませんが、特に美術館に関わることについてのご意見を多くいただき、説明を行ったところです。そして現在、博物館は美術機能が出ていった後の改修ということで、中間まとめということで、既にこちらの委員会にも報告しているところでありますが、勉強という意味で他館の海外なり、国内の改修の状況について、今回は委員の勉強会ということで、県立博物館を設計した設計事務所にその事例等をご紹介いただくことをやっております。

【報告事項ツ】美術品の購入について

○田中理事監兼博物館長

県で美術品の取得基金を設けていただいております。5億の規模で設けていただいておりますが、それを活用して美術品の購入取得を進めております。来年度は、今年度、収集委員会で適当であるという評価をいただいて、来年度この用途の手続きをこの基金を活用して実施するという事になっております。購入予定作品ということで4点挙げております。鳥取藩の藩絵師である土方稻嶺の「牡丹孔雀図」をはじめとして、同じく鳥取藩の藩絵師の沖一峨、そして香田勝太、これは鳥取の旧の伯耆町出身の洋画家であります。そして一番下、前田寛治の作品の収集ということで、約1,600万円を予定しながら手続きを進

めていきたいと思ひますし、合せて、今回寄贈ということで、書いておりませんが、土方稲嶺の作品一点と、河合寛治（島根の安来出身）の作品七点を寄贈いただくということで進めて行こうと考えております。

【報告事項フ】鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの改訂について

○國岡教育人材開発課長

学校業務カイゼンプランについては、一年前に策定して1年間、取組んでまいりました。その成果と課題について、まとめてあります。時間数については10%程度ということで、一定の削減は図られているものと考えております。80時間を超える人数ですが、こちらについては依然として多い状態です。ここはなくさないといけないと考えております。これらを受けまして、来年度のカイゼンプランを一部改訂いたしました。

重点事項として2点挙げております。まず業務の見直し・削減、今までの見直しだけではなかなか進みませんので削減もやっつけていかなければいけないということと、下の部活動の休養日、活動時間の遵守の徹底、これは県の方針を定めましたので、各学校が内規を定めて、それに基づいて部活動もきちっとやっつけていこうということで定めております。

これについては今日付で、各学校、市町村に通知したいと考えております。

【報告事項ム】平成32年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項の骨子について

○國岡教育人材開発課長

例年でしたら、実施要項を5月の頭に出しているのですが、今、受験者をどう確保するかというのが一番大きな問題です。この時期に概要を出しまして、受験者の確保に努めたいと考えております。

大きなところでは、第一次選考試験・小学校教諭、今までは鳥取県内だけで開催していましたが、これを小学校については関西も実施したいと思います。それに伴って人手の問題もありますので、小学校だけを早く、6月30日、それ以外の校種については、7月7日に鳥取市内を考えております。

また、受験資格ですが、年齢制限を変更いたします。そして、全体で行う内容については大きく変わっていないのですが、小学校を他県で開催する関係で、実技試験が一次試験でなくなったことにより、二次試験に回したものがいくつかあります。

次に、特別選考の新設ですが、まず、県内公立学校の講師等を対象とした選考です。講師の確保という意図もあるのですが、要件としましては29年4月1日から出願までの間に25月以上の講師経験を有する者ということになります。ほぼフルに働いていないはいけません。鳥取県だけの要件を備えていれば、特例ということで第一次選考を免除いたします。

また、教職大学院終了者を対象とした選考ということで、教職大学院修了または修了見込みの者が、特例ではありますが、第一次選考試験を免除することを考えております。採用

試験の実施に合わせて講師の確保にもつなげていきたいと考えております。これについては昨日、マスコミに資料提供し、今朝の新聞にも一部載っております。また、ホームページにも公表したところです。

○山本教育長

それでは、たくさんありましたが、ただいままでの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。資質向上辺りで、カ、キ辺りはいかがでしょうか。

○若原委員

カの研修講座の概要評価について、この評価というのはこういう研修講座が効果があったかどうかということですか。

○小林参事監兼教育センター長

「今日の研修は、今後の自分に活かせるものだったかどうか」というような指摘です。

○若原委員

ということは、研修講座に対するもので、自分がどれぐらい成長できたかという評価でなくて。

○小林参事監兼教育センター長

後者のほうだと思っていて、両方といたらいいかな。両方ですよ。研修に来ていただいて、それが次につながらないといけないと基本的には思っていて、研修で種まきしたのですが、それが発芽してもらわないといけないので、「どうですか」ということをご本人に聞いている。「いつ活かそうですか」といった意味での質問をして、それを我々は主催者として、今度は自分たちの評価としてという二面があるわけですよ。

○足羽教育次長

重点は、研修内容に満足したかどうかだったか、その研修自体を評価するような評価項目だったのですが、その研修が内容がよければ、当然自分に反映されて、自分の成長につながった、「よし、これ活かしていけるぞ」というのを評価に換えておりますので、研修プラス自己の成長、今後の成長、期待度はどうか、という両側面を図るような評価です。

○小林参事監兼教育センター長

そうです。今までは「おいしかったですか」で、「おいしかったです」というようなことを聞いていたのですが、そうでなくて、「今日の料理はあなたの今後の基礎体力にとって、どういう意味がありましたか」みたいな、例えばそういう聞き方に換えたということです。

佐伯委員

私は先輩から学ぶというところが大変大きかったということで、研修センターで受講して「自分はこういうことを十分取り組んでみたいな」とか、「こんなやり方もあるのだ」と思ったことを、今度、自分が現場に持ち帰って実際に行うときのアドバイスを受けるとか、「自分はこんなことをしてみたけど、こうだったから参考になるのかな」というようなことで話し合いがあったりすると、より意欲が湧いたり、それから、自分が実践した後に意見を聞くことによって、振り返って次に活かそうというような相乗効果ができるというなと思っていて、そういう現場での研修のようなものの在り方を、研修センターが、そういうことができそうな人を対象とした研修として、して下さるといいのかなと思ったのです。

○小林参事監兼教育センター長

そうですね。教育センターの研修も、その個人とのやり取りでなくて、その人が学校現場に帰ったときに、周りの人とそれを共有したり、校長先生からのアドバイスとか、先輩からのアドバイスとか、そういったもので広がるような仕掛けを意識してはいるのですが、今まで以上にミドルにも若手にも働きかけ、そこが交わるような格好で、更に組んでいく必要があるなと思っています。

○佐伯委員

持ち帰って実践するとき、その学校の児童の実態や地域の様子で、そのとおりに出来なけれども、少し工夫していくということがあると思うので、そこはやはり先輩の方々が、いいアドバイスができるといいですね。

○小林参事監兼教育センター長

学んだことをそのまま行って、じゃあ、どの学校も同じになるかという、学校自体が違いますので、そういったときに先輩方から「こう工夫したら更にいいんじゃない」というような、そんなことを期待したいと思います。

○山本教育長

他にいかがでしょうか。

○佐伯委員

自死予防の対策連絡会で出たような事柄というのは、各現場等にも降りていくのですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

各課でそれぞれ命に関わるであるとか、そういった取組に注意していただいているわけで、それについてはこれまでも学校でやっているのですが、これを少し整理集約してという形で、訪問指導の連絡会も設けながら、実際に高等学校などはこういう研修等も管理職としてやっておりますので、その辺りを系統立てて、どういう具合に降ろしていくかということも含めて、少し検討していこうかなと思っています。

## ○佐伯委員

類似のような事案が発生すると、すごく意識するし、みんなが同じ目線で気をつけていこうという気運も上がるんですが、やはり日々の学校運営とか、授業に追われているうちに、意識が薄れやすいので、こういったことは繰り返してもやっていかないといけないのかなという感じがします。

## ○鱸委員

報告事項コの警察と児相と要対協も入って、教育委員会との協議会の説明がありました。自分の経験からすると、(い)というのは非常に大きなファクターを持っているなと思います。学校の関係でそういったことを総合療育センターとして「どうしようか」という事例を聞いて、これは通告すべきだなという判断をするときに、この(い)というのが非常に重いですね。その事例を考えたときに、この(い)というのは対応とすれば、どちらが大事なのですか。いわゆる教育現場が、それだけの余裕があるのかどうかということで、そのときには、総合療育センターはいわゆる県の療育機関ですけども、スタッフに「このままだと、この件はどうなるんだ。今にでも通告しないと、対応しないといけないんじゃないか」という事例を経験しました。そのときに、「相對する学校がなんでしないの。事務長さんと呼ば」と言ったことがあるのです。ただ、職員から「いや、この話は順序立ててということがあるのです。それは少し我々で検討してからにしましょう」というようなことでしたので、職員に言ったのは「このままだと、何かあったときに、じゃあ誰が責任を持つのだ」と。両方の目がある中で、気づいたところが報告しないといけないんじゃないか。そのときにこの(い)の問題が出たのです。私は「こんなことを考えてしていたら、間に合わない」ということで、急ぎよ報告して児相が動いてくれたという経験があります。その中で考えるときに、非常に重いものがあった、まず、担当の教員、そこにどういう支援をしていくかという、支援という言葉よりも具体的に「どうする」というものがないと、なかなかやっぱり、どうしても自分の怖さというか、通告したことによる自分への責任・見返り、ネガティブな見返りというようなことがあるので、次の色々な対応、ケース会議の具体的な、がっちり色々な機関を通じて、フレームワークをきちんとすべきではないかと、これを読んで本当に思いました。こういう要対協も含めて全部こういった組織が集まって連絡会を行うときに、やっぱり当事者として、当事者になり得る教育委員会として、具体的なところを、こういった方たちの集まりがせつかくあるので、具体的な例を出したり、そういう中で皆さんのご意見を聞いて、しっかりと問題点をまとめていくというかたちが必要ではないかなと思います。本当にそのとき思ったのは、こういうことを言われるのは何のためにこういう協議会をするのか、判断するときの材料としては子どもだろう、子どもに視点を置いたときに、じゃあこの子はこういう環境の中で生活していたら、まず命、次にそのための発達に対する影響とか、そういうことを考えたときには、その子に焦点を合わせて考えたら、当然児相に連絡しないといけないだろうということがあって、そのときの気持ちを強く、教員、教育委員会は持つべきだと思うし、そのと

きにどうしたらいいかという具体的な点はしっかりしたほうがいいんじゃないかとこれを読みながら思いました。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

ありがとうございます。この虐待に関わる子どもたちへの影響というのは、おっしゃられたとおり、家庭生活も学校生活にもすごく大きな影響があるので、ケース会議マニュアルのほうが、実はソースの虐待に関わるようなそういう分をしっかりアセスメントして、家庭との関わりを持ちながらプランニングしていくという内容になっています。その辺り、組織でしっかりと学校は取組んでいくということは、このケース会議マニュアル、それから教育相談体制充実の手引の流れの中で、不登校もいじめも当然、虐待もというかたちで進めていきたいと思っています。

○鱸委員

それともう一つは、こういう事例って突発的に「今だ」というときに起きますので、ぜひロールプレーみたいな、この時点でぼっと入ったら皆どう動くのだということを、特に児相への通告ということをテーマにして、具体的なテーマの中で常にそういうかたちで研修しておくことが大事だなと思います。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

ありがとうございます。細かいロールプレー的な部分については、また考えてみたいと思います。

○若原委員

報告事項クの学習学力調査のことなのですが、英語が新しく調査の対象に入ってくるのですが、英語の話すことについては、各学校のパソコンを活用した音声で実施される何となくセンター試験のようなものを想像するのですが、センター試験はまったくミスが許されないほど、緊張感を持って実施されるわけですが、この学力調査の場合はそれほどなくてもいいのでしょうか。

○音田小中学校課長

本年度は抽出校二校で実施し、その場に立ち合いました。おっしゃるように、ヘッドセットを全部付けて、耳から聞こえてくる質問に対して、自分がしゃべって、それが録音されて、それを全部まとめて本部に送るというかたちになります。ただし、中学校のコンピューター室で、隣はこれぐらいのスペースで、ずっとくっついた状態で皆が一斉に試験を受けますので、最初にしゃべった子の声が周りに聞こえて、そこに引きずられるという傾向は、どちらも見られます。ヘッドセットはしていますが、問題文を言った後、自分がしゃべる番になると、耳からは何の音も聞こえませんが、まったく防音機能のヘッドホンではありませんので、それは致し方ないことかなと。でも、そういうことについては何も言えないので、自分の意思で考えてしゃべるしかないなので、「これをしゃべればいいの

だ」と思って、しゃべる子たちはたくさんいるのだろうなと思います。もちろん、先生はそんなことは認めませんし、ちゃんと事前に注意はしますが、みんな緊張してヘッドセットで、そんなことをやったことがない子どもたちばかりなので、そういうふうになる傾向は去年見られた。今年初めて全校実施なので、どういうふうになるか分かりませんが、そういうことはあり得るのかなと思います。

○鱸委員

具体的には、スピーキングの評価をするわけでしょう。アプローチは誰がどのように。

○音田小中学校課長

全部コンピューターから。ボタン操作で全部音が流れてくるということなので、画面の指示に従って、どんどんキーを叩いていくと、問題が耳から聞こえてきて。

○鱸委員

それは資料を読んだ後のスピーキングじゃなくて、その試験になると、パソコンの前に座って押していくと、向こうから話が聞こえてくるわけですか。

○音田小中学校課長

画面による問題が、音として耳から入ってくるということです。

○鱸委員

そういうやり方なのですか。すごいですね。

○山本教育長

先ほどの点は、子ども一人一人の成績になるわけではないので、そこまで神経は使わないという。そのやり方がいいのかどうなのかという議論は後々出てくると思います。それで測れるのか本当に、という。

○佐伯委員

初めてするのだったら、練習はいけないけれど、そういう体験はしているのですかね。

○音田小中学校課長

話すことの練習問題を全部の中学校2年生がやったかどうかは少し分からないのですが。

○若原委員

一台でも機器の不調があったら、やり直すのかとか、どの程度厳格に実施されるものなのか。

○中島委員

でも一人辺り10分から15分で、準備5分から10分を含むだから、実質やるのは5分ぐらいということなんですよ。

○音田小中学校課長

一時間の中で、3クラスまでだったら、なんとかはめ込める。コンピュータ室が一クラスしかない学校が多いので、一クラス入ると他のクラスはずっと待っていなければいけないということなので、順繰りに回していかなければなりません。教員が教室からコンピュータ室まで連れて行って、ローテーションというか、ずっとみんな確認はすると思います。

○山本教育長

その他はいかがでしょうか。

○若原委員

報告事項セのシンポジウムですけど、以前に聞いていたミトコンドリア核DNA、これだと母系は渡来系の人だったと。今回の男性のY染色体DNAですと、父系は縄文系が4体しかないんですけど、縄文系が多いと。どう考えたらいいのか、渡来系は女性の人が多かったということですか。簡単に言えば。

○中原文化財課長

それが今回非常に議論になったといいますが、単純に母が渡来系で、父が縄文系というそんな単純な話ではおそくないであろうと思います。点数がわずかなので、資料化が違っているのかもしれないですけども、その中で篠田先生が言われたのは、朝鮮半島のほうのDNAの分析が進んでいないので、あちらのほうの分析と比較してみないと最終的には少し分からないなというところがあります。今の段階の判断ではこういうことになったけれども、ということです。ただ、核DNAの分析、ミトコンドリア分析が進むのは少し時間がかかるということです。

○山本教育長

よろしいですか。残りの報告事項については、時間の都合により説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。（同意の声）以上で報告事項を終わります。その他、各委員方から、何かございましたら、発言をお願いいたします。

○中島委員

今、ジェンダーフリーという話が、結構色々な場所に出ているじゃないですか。それで、制服で女子が必ずスカートでなければいけないということなのかなと認識しているんですけど、女子もスラックスを選べるようにということが、神戸かどこかでありましたね。

○佐伯委員

日野高校の新しい制服もです。

○中島委員

ああ、そうですか。日野高校ではその手のことをもうやっているのですか。

○山本教育長

4月から。県立高校では7校がやっております。

○中島委員

では、それが広がっていくと、いいかなと思っていて。中学校はどうですかね。

○佐伯委員

スカートに抵抗のある生徒は、スカートは絶対嫌だと言って体操服の下のズボンをよく履いていました。

○中島委員

少しその辺、ルールをどうするかということもあるし、そもそもそういうことを考える場をつくるということ自体も意味があることかなと思うので、まずは県立学校で広がる流れであれば、とてもいいことだと思いますし、中学校についても、もしそういうことを考えることがあるとすれば、市町村教育委員会に考えてもらうのですかね。子どもたちの意見を聞いてもらうということなのかどうか分からないですけど、そういうことも大事なことかなと思って言わせていただきます。

○影山人権教育課長

それについては、教職員に性的マイノリティの理解をしてもらうことが大切だと思い、そういった研修プログラムを人権教育課で作りまして、要望があれば出かけて行って、教職員を対象に研修プログラムをさせていただくことを、今年度中に準備して、来年度からするようにしたい。制服のことも含めて。

○中島委員

そうですね。単純に性的マイノリティというだけの問題じゃないんだと思うんですよね。そういう側面もあるけれども、それだけじゃなくて、女性はスカートといったある種の思い込みを子どもたちに考える機会を持ってもらうということは、何よりも教育として必要なことだと思うので、そういう場をどうやってつくっていくかだと思うんですね。

○山本教育長

少し、事務局の中でも議論させていただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の定例教育委員会をこれで閉会したいと思います。次回は、4月18日木曜日午前10時から定例教育委員会

を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。（同意の声）では、本日の日程を終了いたします。